

令和7年11月28日

お知らせ

課名	県民生活部市町村課
担当	財政班 近藤・久井
内線	2804、2827
直通	(086) 226-7274

令和6年度市町村決算に基づく健全化判断比率等（確定値）

令和6年度市町村決算に基づく健全化判断比率等については、9月30日に暫定値をお知らせしておりましたが、このたび、次のとおり数値が確定しましたのでお知らせします。

○ 市町村の健全化判断比率等（確定値）の状況

裏面のとおり

令和6年度市町村決算に基づく健全化判断比率等（確定値）

＜健全化判断比率＞

(単位：%)

区分	実質赤字比率 <11.25～15.0%>	連結実質赤字比率 <16.25～20.0%>	実質公債費比率 全市町村<25.0%>	将来負担比率 政令市<400%> 市町村<350%>
	<11.25～15.0%>	<16.25～20.0%>	全市町村<25.0%>	政令市<400%> 市町村<350%>
岡山市	- <11.25%>	- <16.25%>	5.7	-
倉敷市	- <11.25%>	- <16.25%>	3.2	0.0
津山市	- <11.86%>	- <16.86%>	12.2	78.9
玉野市	- <12.73%>	- <17.73%>	4.6	-
笠岡市	- <12.88%>	- <17.88%>	8.1	57.6
井原市	- <12.94%>	- <17.94%>	10.3	-
総社市	- <12.58%>	- <17.58%>	5.7	-
高梁市	- <12.86%>	- <17.86%>	11.3	57.9
新見市	- <12.69%>	- <17.69%>	7.7	-
備前市	- <12.99%>	- <17.99%>	8.6	-
瀬戸内市	- <13.07%>	- <18.07%>	8.5	35.8
赤磐市	- <12.93%>	- <17.93%>	8.1	-
真庭市	- <12.49%>	- <17.49%>	10.8	-
美作市	- <12.88%>	- <17.88%>	10.4	-
浅口市	- <13.34%>	- <18.34%>	6.8	-
市計	-	-	6.3	-
和気町	- <14.55%>	- <19.55%>	7.2	13.0
早島町	- <15.00%>	- <20.00%>	5.1	-
里庄町	- <15.00%>	- <20.00%>	8.0	-
矢掛町	- <14.54%>	- <19.54%>	7.8	-
新庄村	- <15.00%>	- <20.00%>	7.3	-
鏡野町	- <13.90%>	- <18.90%>	12.5	39.0
勝央町	- <15.00%>	- <20.00%>	11.8	5.8
奈義町	- <15.00%>	- <20.00%>	6.8	-
西粟倉村	- <15.00%>	- <20.00%>	13.9	0.9
久米南町	- <15.00%>	- <20.00%>	10.7	-
美咲町	- <13.94%>	- <18.94%>	9.1	21.8
吉備中央町	- <14.61%>	- <19.61%>	8.8	-
町村計	-	-	9.1	-
県計	-	-	6.5	-

(注1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率又は将来負担比率が算定されない場合は「-」と表記している。

(注2) <>は各団体における早期健全化基準を表す。

(注3) 指標の計欄数値は加重平均である。

＜資金不足比率＞

全ての団体における全ての公営企業会計について算定なし

* 経営健全化基準は、20.0%である。

《参考1》

健全化判断比率等の対象について

地 方 公 共 团 体	会計名等	健全化判断比率等			
	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	特別会計				
	うち公営企業会計	資金不足比率			
一部事務組合・広域連合					
地方公社・第三セクター等					

健全化判断比率等の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

普通会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計等（△普通会計における会計）の実質赤字の額
- ・実質赤字の額=繰上充用額+（支払繰延額+事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

公営企業を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの

- ・連結実質赤字額 (①+②) - (③+④)
- ① 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額

公営企業債の償還金に対する繰出金等を含む実質的な公債費の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (\text{特定財源十元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}))}$$

- ・準元利償還金
満期一括償還地方債について、償還期間を30年とした場合における1年あたりの元利償還金相当額
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
一時借入金の利子 等

地方債等の現在抱えている負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・将来負担額
一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高
債務負担行為に基づく支出予定額
公営企業債の元利償還に係る一般会計等の負担見込額
退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
設立法人の負債に係る一般会計等の負担見込額 等

公営企業の資金不足を、事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化度を示すもの

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金不足額
法適用企業…（流动負債+建設事業等以外に充当した地方債現在高-流动資産）-解消可能資金不足額
法非適用企業…（繰上充用額等+支払繰延額+事業繰越額+建設事業等以外に充当した地方債現在高）-解消可能資金不足額
- ・事業の規模
法適用企業…営業収益の額-受託工事収益の額
法非適用企業…営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

毎年度経常的に収入される一般財源等のうち、人件費等の毎年度経常的に支出される経費に充當されたものが占める割合で、財政構造の弾力性を表す指標。低いほど財政の弾力性が大きい。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

- ・経常経費充当一般財源
人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額
- ・経常一般財源
地方税、普通交付税、地方譲与税など毎年度経常的に収入される一般財源の額